

番号		質 問	回 答	備 考
交付要綱	1	・事務手続きの流れを示されたい。	・別添の「被災農地再生支援事業の交付申請等の事務手続きについて」を参照してください。	
交付要綱	2	・補助金交付要綱第4の「別添1」の記載例を示めされたい。	・記載例を参照してください。	
交付要綱	3	・補助金交付要綱第8について、具体的な確認項目やチェックリスト等を示されたい。	・経済商工観光部及び農林水産部補助事業確認調査要綱に準じて実施してください。 ・記載例を参照してください。	
交付要綱	4	・補助金交付要綱別添1様式について、負担区分欄に「市町村」とあるが、市町村の負担が事業採択の要件となるのか。	・市町村負担の有無は採択要件とはなりません。一層の効果を求めるためグレードの高い作業を実施する等、市町村負担も可能としているものです。	
交付要綱	5	・事業実施主体（生産組合等）から市町村への交付申請書や市町村から事業実施主体への交付決定の様式は定められないのか。	・市町村が定める交付要綱により、事務を行ってください。	
交付要綱	6	・消費税は補助対象になるか。	①消費税の原則課税事業者でない場合（消費税の申告義務がない。簡易課税方式により申告している。）は、消費税は補助対象です。 ②消費税の原則課税事業者の場合は、消費税は補助対象外です。なぜなら、課税売上高に対する消費税額から、課税仕入れに係る消費税額等を控除した額を消費税として納付することとなっています。当該補助事業だけを見ると、当補助事業の課税売上はゼロとなり当事業にかかった経費を控除対象仕入税額に算入した場合、課税事業者はその消費税に相当する金額の還付を受けることができません。補助金を交付した上で、消費税を還付すれば、重複してしまうことになるためです。 方が一、消費税を補助対象とした場合には、控除対象仕入税額のうち補助金に係る部分（消費税の確定申告において控除対象仕入税額に算入した金額に限る）については、返還を求めます。	
共通	1	・同一の農地を対象として、石礫除去対策と園芸農地再生支援の両方を実施することは可能か。	・可能。ただし、作業期間の関係等から、実施年度を変えて行うことが望ましいと考えています。	
共通	2	・実施要領第2の対象地域について「津波被災地域」とあるが、除塩のみ実施した農地も対象となるか。	・対象となりません。 ・災害復旧事業若しくはC-1事業を実施した農地を対象とします。	
共通	3	・実施要領第2の対象地域について「津波被災地域」とあるが、隣接してC-1事業にて一体として整備する区域は対象となるか。	・対象となります。	
共通	4	・実施要領第5に示される実施期間について、なぜ平成32年度までか。	・大震災に係る復興期間であること。また、当該事業については、原資を東日本大震災復興基金としてしていることから、平成32年度としています。	
共通	5	・実施要領第6に示される各事業の実施回数について、なぜ上限を設けるのか。	・当該事業は、通常は営農の範疇で行うべき内容について、被害が甚大であったため、復旧工事後においても通常では想定しえない支障が出現したことから、その対応として創設したものです。このことから、回数に上限を設けています。	
共通	6	・事業対象面積は、畦畔を含むか。	・事業対象面積は、畦畔を除いた作付面積とします。	

番号	質問	回答	備考	
共通	7	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領別紙の補助対象経費について、石礫除去と園芸農地で人件費の対象有無はいかに。 	<ul style="list-style-type: none"> ・石礫除去対策事業は、主に農業者が自ら石礫除去作業を行う経費への補助を前提としていることから、農業者が自ら行う作業の人件費は事業対象です。作業日報で出役等を確認します。 ・園芸農地再生支援事業は、地力回復のための資材購入経費への補助を前提としていることから、農業者が自ら行う作業の人件費は事業対象外です。ただし、他の法人等へ堆肥散布作業等を委託する場合の作業委託費は事業対象です。作業委託は、契約書及び出来高設計等で確認します。 	
共通	8	<ul style="list-style-type: none"> ・作業を委託する場合の事業費積算根拠は如何に。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の法人等に委託する場合においても、内訳明細等の資材単価等の積算根拠を明示した上で契約を締結してください。 	
石礫除去対策事業	1	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領別紙1の6(1)「・・・作業委託費・・・」とあるが、別の者に委託することは可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能とします。 	
石礫除去対策事業	2	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領別紙1の取組の実施基準等について、「・・・軽微な・・・」とあるが、機械等を用いた方法を採用することは可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能とします。工事で除去した後に出現したものや小礫を対象とした作業内容を想定しこの記載となっています。参考として、トラクターアタッチメントを使用したストーンディガーやピッカー等があります。 	
石礫除去対策事業	3	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領別紙1の3「・・・営農上の支障」とはいかに。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラクターロータリー破損や田植え機械の爪に小礫が挟まる等の支障のことで、石礫の大小や多寡によるものではないと考えています。 	
石礫除去対策事業	4	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領別紙1の5「・・・営農がなされることが確実」とあるが、追跡調査等はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・追跡調査等は考えていませが、申請にあたっては、土地利用者にこのことを周知するとともに、営農の意思を確認して頂く必要があると考えています。 	
石礫除去対策事業	5	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領別紙1の8「作業日報」の様式を示されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別添様式を参考として下さい。 	
園芸農地再生支援事業	1	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領別紙2の3の「園芸作物」の定義はいかに。 	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸作物とは、野菜、花き、果樹です。 ・水稻、大豆、麦類、そば、雑穀類、飼料作物、薬用植物、特用林産(山菜など)は対象外とします。 	
園芸農地再生支援事業	2	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領別紙2の3の「継続して」の定義はいかに。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水田、畑の別を問わず、事業実施後、園芸作物を5年以上継続して作付けする農地とします。 ・園芸作物の品目変更は可能とします。例)ねぎ作付け3年→キャベツ作付け2年→にんじん作付け2年 	
園芸農地再生支援事業	3	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の園芸品目を作付けする場合、全品目の成果目標が必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数作付けする場合は、作付面積が最も多い1品種について成果目標(収量目標)を設定してください。 	
園芸農地再生支援事業	4	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹は苗木を植えて間もないために収量を成果目標にできないが、いかに。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌分析項目で成果目標を設定してください。 	
園芸農地再生支援事業	5	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌分析用の土壌は、いつの時期のものをサンプリングすれば良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として作物収穫後で、次作の耕起施肥前に作土層(0~15cm)を採取します。 畑では対角線に5か所以上を採取します。樹園地では平均的な樹3本を選び、樹冠から30cm内側の箇所をそれぞれ採取します。 	
園芸農地再生支援事業	6	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌分析ほどの項目を調べれば良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作付け前の土壌を分析することで、不足している養分が何かを判断します。土壌分析項目としては、pH、EC、有効態リン酸、交換性加里、交換性石灰、交換性苦土、塩基置換容量(CEC)、可給態窒素などが考えられます。 改善が必要と判断された項目が複数ある場合は、1項目を選び成果目標を設定してください。 	